

補充立候補制度等のあり方に関する研究会 報告書(参考資料)

- 1 補充立候補制度等のあり方に関する研究会開催要領(①) ……p. 1
- 2 研究会の検討事項(②) ……p. 3
- 3 研究会の審議経過(③) ……p. 4
- 4 平成19年4月22日執行長崎市長選挙について
 - (1)長崎市長選挙の経過(④) ……p. 5
 - (2)長崎市選挙管理委員会提出資料(⑤)
 - (ア)長崎市長選挙に係る事務日程表 ……p. 11
 - (イ)寄せられた意見等 ……p. 12
- 5 補充立候補制度について
 - (1)現行の補充立候補制度について(自書式投票)(⑥) ……p. 13
 - (2)補充立候補期日の変遷(自書式投票)(⑦) ……p. 16
 - (3)現行の補充立候補制度について(記号式投票)(⑧) ……p. 17
 - (4)補充立候補期日の変遷(記号式投票)(⑨) ……p. 20
 - (5)補充立候補制度について(⑩) ……p. 21
 - (6)補充立候補が行われた事例について(⑪) ……p. 23
 - (7)諸外国の制度について(⑫)
 - (ア)直接公選の大統領選挙において、選挙期日前に候補者が死亡した場合の措置等について ……p. 25
 - (イ)地方公共団体の首長選挙において、選挙期日前に候補者が死亡した場合の措置等について ……p. 28
- 6 法定得票数以上の得票者がなく、当選人が定められなかった場合における再選挙について
 - (1)再選挙の流れ(⑬) ……p. 30
 - (2)再選挙の状況(⑭) ……p. 31
 - (3)法定得票数(逐条解説 公職選挙法(抜粋)(⑮) ……p. 39
 - (4)法定得票数の変遷(⑯) ……p. 40
- 7 決選投票制度について
 - (1)昭和21年当時の地方公共団体の長の決選投票制度について(⑰) ……p. 41
 - (2)決選投票の状況(⑱) ……p. 42
 - (3)地方公共団体の長の選挙に係る決選投票制度の推移(⑲) ……p. 43
 - (4)直接公選の大統領制を採用している国における投票について(⑳) ……p. 44

「補充立候補制度等のあり方に関する研究会」開催要領

(目的)

- 第1 補充立候補制度等のあり方に関する研究会(以下「研究会」という。)は、現行の補充立候補制度等の課題について整理を行い、そのあり方について幅広く研究することを目的とする。

(構成)

- 第2 研究会は、別紙のメンバーをもって構成する。

(座長)

- 第3 研究会に座長を置き、メンバーの互選によりこれを定める。
- 2 座長は、会務を総理する。
 - 3 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。

(議事)

- 第4 研究会の会議は、座長が必要と認めたときに、随時、開催する。

(庶務)

- 第5 研究会の庶務は、総務省自治行政局選挙部選挙課において処理する。

(補則)

- 第6 この要領に定めるもののほか、研究会の運営その他研究会に関し必要な事項は、座長が定める。

「補充立候補制度等のあり方に関する研究会」メンバー

蒲島郁夫(東京大学法学部・大学院法学政治学研究科教授)

只野雅人(一橋大学大学院法学研究科教授)

谷口将紀(東京大学法学部・大学院法学政治学研究科准教授)

大竹邦実(全国市議会議長会事務総長)

米 博義(東京都選挙管理委員会事務局選挙課長)

小島勇人(川崎市選挙管理委員会事務局次長)

玉置一夫(船橋市選挙管理委員会事務局長)

研究会の検討事項

【補充立候補に関する事項】

- 選挙期間中に候補者が死亡した場合における補充立候補制度のあり方について

- 選挙期間中に候補者が死亡した場合において、それまでに行われた期日前投票・不在者投票について

【その他の事項】

- 首長選挙において、法定得票数以上の得票者がなく当選人が定められなかった場合における再度の投票のあり方について

研究会の審議経過

○第1回研究会(平成19年5月14日(月))

- ・研究会の進め方
- ・長崎市長選挙の経過、現行の補充立候補制度等について
- ・フリートーキング

○第2回研究会(平成19年6月11日(月))

- ・現行の補充立候補制度等について
- ・長崎市選挙管理委員会からのヒアリング
- ・フリートーキング

○第3回研究会(平成19年8月9日(木))

- ・補充立候補制度等についての論点整理、意見交換

○第4回研究会(平成19年9月5日(水))

- ・補充立候補制度等についての論点整理、意見交換

○第5回研究会(平成19年10月3日(水))

- ・報告書(案)の協議

○第6回研究会(平成19年10月29日(月))

- ・報告書とりまとめ

平成19年4月22日執行 長崎市長選挙の経過

年月日	期日前	主な経過
2007/4/15(日)	7	○選挙期日の告示 ○立候補の届出 ・前川智子氏 ・山本誠一氏 ・伊藤一長氏 ・前川悦子氏
/4/16(月)	6	
/4/17(火)	5	○伊藤一長候補銃撃される
/4/18(水)	4	○伊藤一長候補死亡 → 補充立候補事由の発生(補充立候補期限4/19)
/4/19(木)	3	○補充立候補の届出 ・横尾誠氏 ・田上富久氏
/4/20(金)	2	
/4/21(土)	1	
/4/22(日)		○選挙期日

平成19年4月22日執行長崎市長選挙 投票結果

開票区	選挙当日有権者数			投票者数			投票率(%)		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
第1 (旧長崎市)	148,143	180,825	328,968	77,706	101,053	178,759	52.45	55.88	54.34
第2 (旧香焼町)	1,587	1,955	3,542	1,003	1,383	2,386	63.20	70.74	67.36
第3 (旧伊王島町)	321	443	764	254	377	631	79.13	85.10	82.59
第4 (旧高島町)	293	378	671	236	318	554	80.55	84.13	82.56
第5 (旧野母崎町)	2,720	3,285	6,005	1,958	2,606	4,564	71.99	79.33	76.00
第6 (旧三和町)	4,570	5,243	9,813	2,698	3,337	6,035	59.04	63.65	61.50
第7 (旧外海町)	1,888	2,326	4,214	1,005	1,312	2,317	53.23	56.41	54.98
第8 (旧琴海町)	4,824	5,380	10,204	2,613	2,944	5,557	54.17	54.72	54.46
長崎市計	164,346	199,835	364,181	87,473	113,330	200,803	53.22	56.71	55.14

平成19年4月22日執行長崎市長選挙 開票結果

開票区	候補者氏名					得票数
	無所属	日本共産党	無所属	無所属	無所属	
	前川 ともこ	山本 誠一	前川 悦子	よこお 誠	たうえ 富久	
第1 (旧長崎市)	7,418.894	17,190	2,377.105	66,458	71,297	164,740.999
第2 (旧香焼町)	68.618	581	35.381	984	593	2,261.999
第3 (旧伊王島町)	14.444	99	5.555	338	118	574.999
第4 (旧高島町)	35.588	71	19.411	192	139	456.999
第5 (旧野母崎町)	210.929	268	55.070	2,289	1,374	4,196.999
第6 (旧三和町)	303.274	486	96.725	2,552	2,238	5,675.999
第7 (旧外海町)	75.852	120	13.147	1,354	648	2,210.999
第8 (旧琴海町)	194.049	374	74.950	2,946	1,659	5,247.999
合計	8,321.648	19,189	2,677.344	77,113	78,066	185,366.992

平成19年4月22日執行長崎市長選挙 無効投票の内訳

開票区	第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8	計
所定の用紙を用いないもの									0
候補者でない者又は候補者となることのできない者の氏名を記載したもの	7,463	46	42	73	153	163	76	34	8,050
2人以上の候補者の氏名を記載したもの						4			4
被選挙権のない候補者の氏名を記載したもの		10		2					12
候補者の氏名のほか、他事を記載したもの	49							2	51
候補者の氏名を自書しないもの									0
候補者の何人を記載したか確認し難いもの	98				4	4	4	18	128
白紙投票	4,558	51	11	14	150	117	16	202	5,119
単に雑事を記載したもの	1,095	7	3	5	28	35	10	45	1,228
単に記号、符号を記載したもの	755	10		3	32	36		7	843
合 計	14,018	124	56	97	367	359	106	308	15,435

選挙当日有権者数(364,181)に占める割合(%)	4.24
投票者数(200,803)に占める割合(%)	7.69

長崎市長選挙における無効投票の推移

無効事由	平成11年	平成15年	平成19年
所定の用紙を用いないもの	2	0	0
候補者でない者又は候補者となることができない者の氏名を記載したもの	763	983	8,050
2人以上の候補者の氏名を記載したもの	7	1	4
被選挙権のない候補者の氏名を記載したもの	0	0	12
候補者の氏名のほか、他事を記載したもの	33	36	51
候補者の氏名を自書しないもの	0	0	0
候補者の何人を記載したか確認し難いもの	30	28	128
白紙投票	2,067	2,307	5,119
単に雑事を記載したもの	607	732	1,228
単に記号、符号を記載したもの	484	507	843
合 計	3,993	4,594	15,435

選挙当日有権者数 に占める割合(%)	1.21	1.39	4.24
投票者数 に占める割合(%)	1.91	2.41	7.69

(参考)

選挙当日有権者数	328,979	330,516	364,181
投票者数	209,457	190,484	200,803
投票率(%)	63.67	57.63	55.14

平成19年4月22日執行長崎市長選挙 期日前・不在者投票投票者数集計

	4月16日 (月)	4月17日 (火)	4月18日 (水)	4月19日 (木)	4月20日 (金)	4月21日 (土)	4月22日 (日)	計
期日前投票者数	2,990	4,364	1,023	2,890	7,592	8,443	-	27,302
不在者投票者数	109	388	386	277	1,865	1,055	28	4,108
計 (累計)	3,099 (3,099)	4,752 (7,851)	1,409 (9,260)	3,167 (12,427)	9,457 (21,884)	9,498 (31,382)	28 (31,410)	31,410

選挙当日有権者数 (364,181) に占める割合(%)	0.85	2.16
投票者数 (200,803) に占める割合(%)	1.54	3.91

平成19年4月22日執行 長崎市長選挙に係る事務日程表

月日	曜日	告示後	期日前	通常の主な選挙事務	補充立候補に係る選挙事務
4/12	木	△3	10	期日前、投開票事務協議会(各行政センター、前日～)	
4/13	金	△2	9	① 期日前、投開票事務協議会(離島の2行政センター) ② 投票事務協議会(旧市内) ③ 期日前投票事務協議会(各支所) ④ 各期日前投票所設営完了日(20箇所)	
4/14	土	△1	8	① 委員会開催 ② 選挙人名簿登録 ③ 立候補受付会場設営・リハーサル	
4/15	日	◎	7	① 立候補受付・受理、告示 ② 個人演説会受付開始 ③ 選挙公営の契約届出書等の受付 ④ 期日前投票所設営・リハーサル(4箇所) ⑤ 開票区ごとの氏名等掲示の掲載順序のくじ ⑥ 期日前投票所の氏名等掲示作成・pdfデータ送信	
4/16	月	1	6	① 期日前投票所の氏名等掲示 ② 選挙公報印刷 ③ 候補者に関する選挙資格の照会 ④ 選挙事務所異動届受付(～21) ⑤ 各期日前投票所の投票録等の確認(初日のみ)	
4/17	火	2	5	① 選挙公報の施設別梱包作業(～18) ② 行政センターにおける疑問票質疑提出期限 ③ 疑問票協議会資料作成	候補者が死亡した場合の取扱の資料作成
4/18	水	3	4	① 選挙公報据え置き、個人宛発送 ② 候補者に関する選挙資格の回答確認 ③ 中央(繁華街)街頭啓発[中止] ④ 地区(各地域)街頭啓発[3件中止] ⑤ 疑問票協議会 ⑥ 開票事務協議会	① 市政記者クラブでの記者発表(候補者が死亡した場合の取扱) ② 候補者死亡の告示 ③ 補充立候補の受付を行う旨の告示 ④ 死亡した候補者の氏名等掲示抹消 ⑤ 死亡した候補者のポスター撤去開始(～20) ⑥ 補充立候補受付(0件) ※ 個人演説会の自粛・キャンセル処理(8件)
4/19	木	4	3	① 開票集計リハーサル ② 開票立会人・選挙立会人の届出期限、くじの準備 ③ 期日前・不在者投票済みデータ作成 ④ 投開票事務従事者(一般人)の賞金等の支給事務 ⑤ 地区啓発(2件)	① 補充立候補受付・受理(2件)、告示 ② 開票立会人の届出受理 ③ 候補者に関する選挙資格の照会 ④ 開票区ごとの氏名等掲示の掲載順序のくじ ⑤ 期日前投票所の氏名等掲示作成
4/20	金	5	2	① 投票済みデータ入力後の名簿抄本打ち出し ② 当日分投票済みデータの消し込み作業(翌日まで) ③ 各投票所における氏名等掲示の配布準備 ④ 離島地区の投票管理者への名簿抄本・投票用紙等の交付 ⑤ 線上投票区の当日有権者数の県報告 ⑥ 地区啓発[3件]	① 期日前投票所の氏名等掲示差し替え ② 候補者に関する選挙資格の回答確認
4/21	土	6	1	① 線上投票(離島2箇所) ② 広報車による選挙啓発 ③ 投・開票所の設営 ④ 期日前投票・線上投票の投票箱、投票録の確認及び保管 ⑤ 投票管理者への名簿抄本・投票用紙等の交付	
4/22	日	7	◎	① 投票(午前7時～午後8時) ② 投票所から300m以内の選挙事務所の閉鎖 ③ 開票(8開票区:9時30分までに開始)	
4/23	月	8	△1	① 開票終了(午前2時30分) ② 選挙会の開催(午前7時50分～) ③ 委員会の開催(午前11時～) ④ 当選人の告示 ⑤ 当選人への告知(午後1時～) ⑥ 収支報告書受理(～5/7)	
4/24	火	9	△2	当選証書の付与(午前10時～)	

有権者サイド（候補者サイド）から寄せられた意見等

- (1) 伊藤市長亡き後、長崎市を任せられる人がいない。誰にも投票できない。緊急事態なので、選挙を2～3ヶ月延期できないか。
- (2) 無効票に対し、改めて選挙のやり直しができないか。
- (3) 補充立候補者の政見・主張を知る期間が短く、公正な選挙と言い難い。
- (4) 候補者死亡前日までの期日前投票を無かったものとし、再度投票させてはどうか。
- (5) 補充立候補でそのまま選挙を進めていくのではなく、期日を改めて選挙すべき。
- (6) 期日前投票で伊藤候補に投じた票が無効になるのは理解し難い。再投票できないか。
- (7) 期日前投票で伊藤候補に投票したが、後継ぎの娘婿の票に差し替えられないか。
- (8) 何で市外の者が市長選挙に立候補できるのか。
- (9) 補充立候補ができる人は、亡くなった陣営の方からだけ、ではないのか。誰でも出られることには抵抗感がある。
- (10) 無効票が一定以上あれば、再選挙になると聞いたので、投票しない。
- (11) 県議選挙あるいは市議選挙に立候補した人は、今回、補充立候補できないのか。
- (12) 補充で新たな候補者が出たので、長崎市選管独自の判断として、別の選挙としてやり直すべきではないか。
- (13) 期日前投票・不在者投票で死亡者に投票していた場合、長崎市選管独自の判断として、再投票させることができないのか。死亡者への投票が無効票扱いされるのは、投票権を奪うことにならないのか。
- (14) 死亡者が載った選挙公報を発行するのはいかがなものか。
- (15) 期日前投票所において、19日（木）までは補充立候補した人が誰なのか、さらに20日（金）には候補者も出揃うので、その日以降に来てもいい旨を、投票に来た有権者に対し、積極的に説明すべきではないか。
- (16) 候補者選択の資料が乏しいため、新たな候補者の選挙公報も発行すべきではないか。
- (17) 補充立候補があった時点で、その氏名掲示を直ちに追加すべきではないか。ポスターが既に掲示場にはられ、候補者は選挙運動をしているのに、期日前投票所に氏名掲示がないのは、おかしいのではないか。
- (18) 県議選挙に立候補した人が、市長選挙に補充立候補できないのはなぜなのか。
(県議当選者からの問い合わせ)

報道機関から寄せられた意見等

- (1) 法定得票数に達しなかった場合、どうなるのか。
- (2) 期日前投票で伊藤候補へ投票した人だけ、再投票できないのか。
なぜできないのか。

その他・・・補充立候補制度についてどう思うか、法を変えるべきと考えているのか。有権者の気持ちをどう捉えているのか、などの意見を求められるものも多かった。

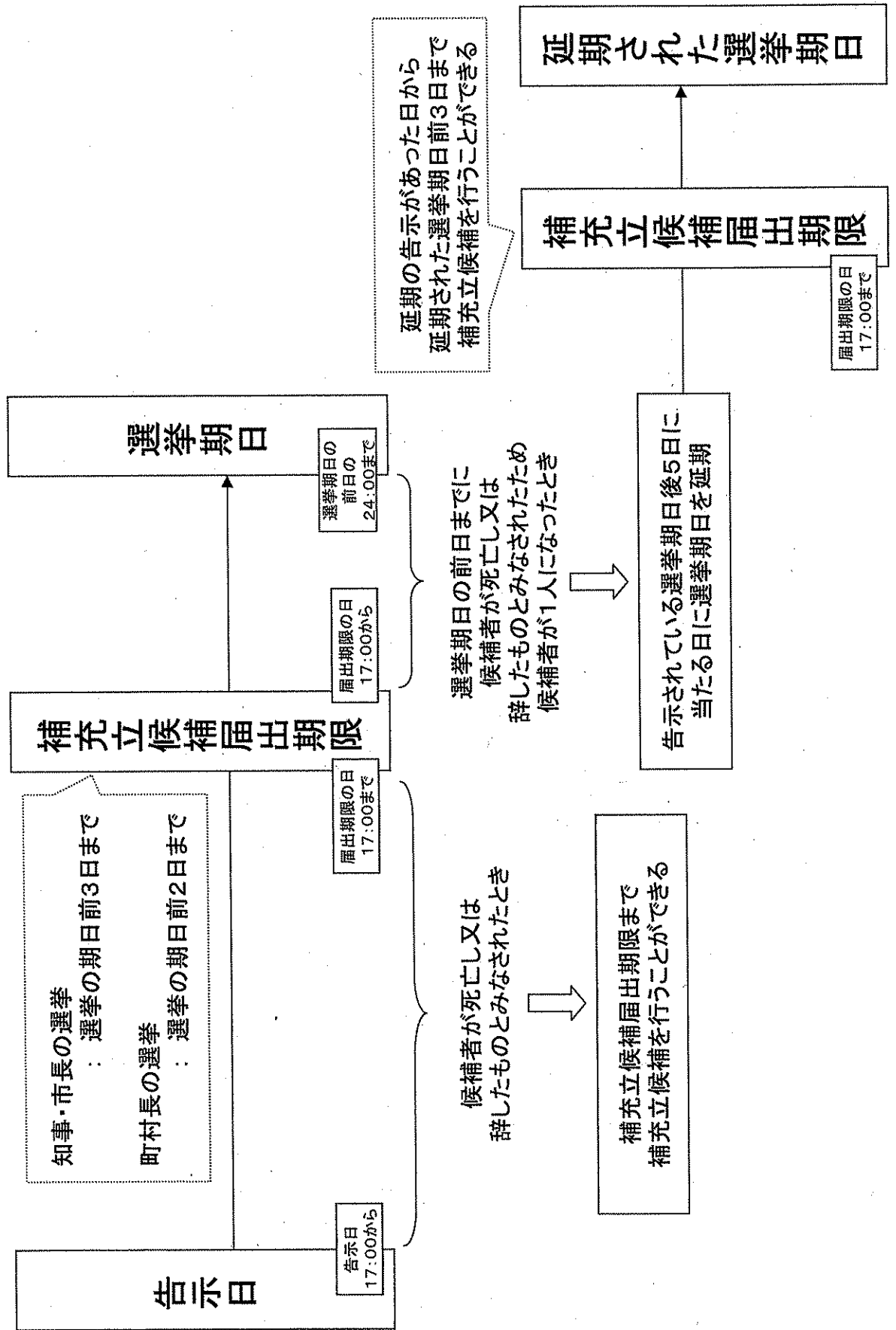
現行の補充立候補制度について(自書式投票)

選挙の種類		一般の補充立候補	選挙期日の延期に伴う補充立候補
<p>候補者がその選挙における定数(衆議院小選挙区選出議員、長の選挙の場合は1)を超えている場合において、当該候補者が死亡し又は候補者たることを辞したときは、下に掲げる日までの間に補充立候補を行うことができる。</p>		<p>候補者がその選挙における定数(衆議院小選挙区選出議員、長の選挙の場合は1)を超えている場合において、当該候補者が死亡し又は候補者たることを辞したときは、下に掲げる日までの間に補充立候補を行うことができる。</p>	<p>長の選挙において、候補者が補充立候補届出期間の最終日現在に2人以上ある場合にあって、その選挙の期日の前日まで、当該候補者が死亡し又は候補者たることを辞したものとみなされたため候補者が1人となったときは、既に告示されている選挙の期日後5日に当たる日に選挙期日を延期</p> <p>・ 延期された選挙の期日前3日まで補充立候補を行うことができる。</p>
衆議院(小選挙区選出)議員		選挙の期日前3日まで	
参議院(選挙区選出)議員		選挙の期日前3日まで	
都道府県	知事	選挙の期日前3日まで	延期された選挙の期日前3日まで
	議員	選挙の期日前3日まで	
市	市長	選挙の期日前3日まで	延期された選挙の期日前3日まで
	議員	選挙の期日前3日まで	
町村	町村長	選挙の期日前2日まで	延期された選挙の期日前3日まで
	議員	選挙の期日前2日まで	

※ 衆議院比例代表選出議員の選挙、参議院比例代表選出議員の選挙においては、死亡、除名等により名簿登載者でなくなった者の数が名簿届出時の名簿登載者の数の4分の1を超えるに至ったときは、選挙の期日前10日まで、当該名簿登載者でなくなった者の数の範囲内で名簿登載者の補充の届出をすることができることとされている。

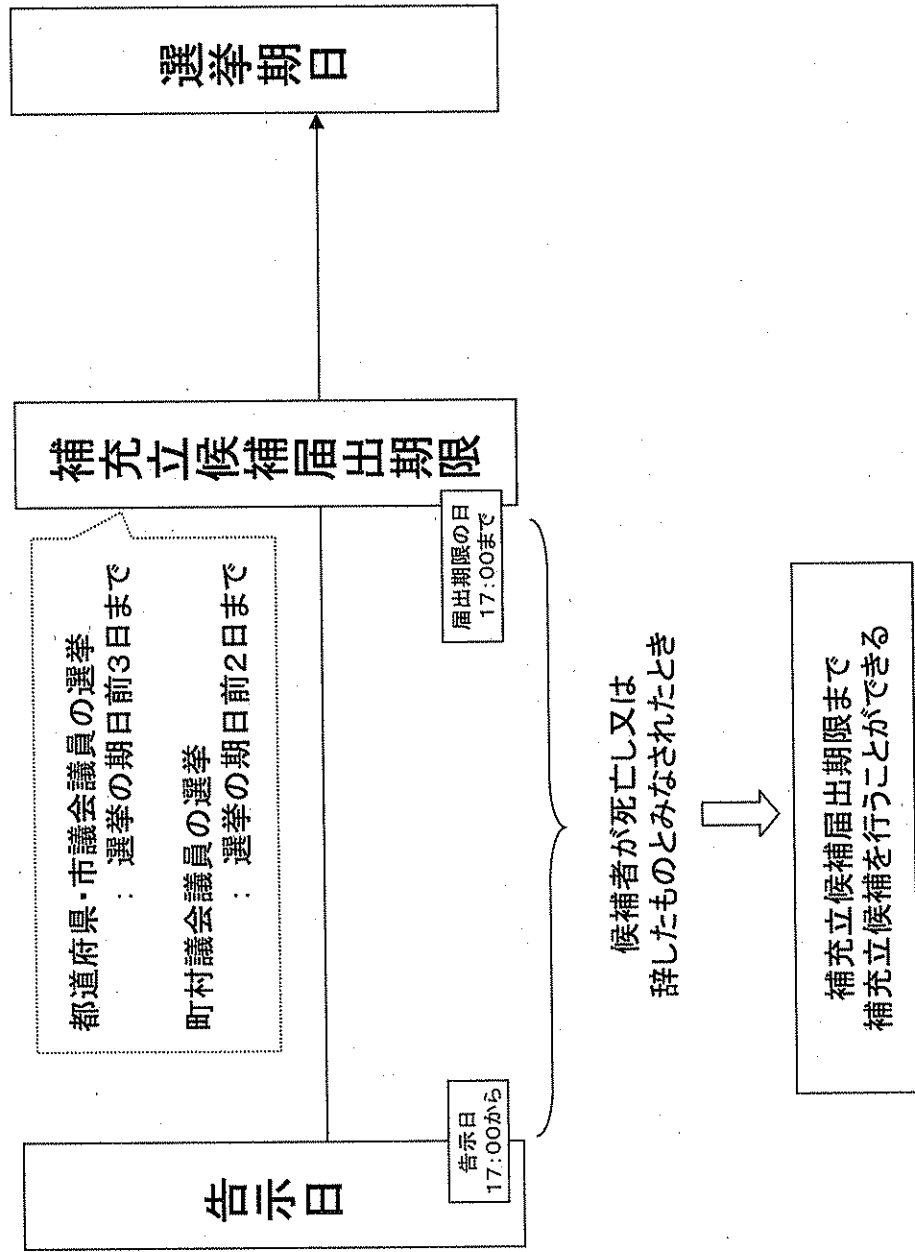
地方選挙における補充立候補制度のイメージ(自書式投票)

長の選挙の場合



地方選挙における補充立候補制度のイメージ(自書式投票)

議員の選挙の場合



補充立候補期日の変遷(白書式投票)

選挙別	根拠法令	衆法 大正14年	府市制 大正15年	衆法 昭和9年	府市制 昭和10年	都府、道府、 県制、市制、 町村制 昭和21年	参法制定 昭和22年	地自 治法 昭和22年	地方自 治法 改 昭和22年	衆法 昭和23年	公選法制定 昭和25年	公選法 昭和27年	公選法 昭和31年	公選法 平成6年
衆議院 議員	衆議院	期日の前日	/	期日前 2日	/	/	/	/	/	期日前 3日	期日前 3日	↑	昭和31年 期日前 10日	平成6年 期日前 10日
		代比 表例												↑
参議院 議員	参議院	/	/	/	/	/	期日前 10日	/	/	/	期日前 10日	期日前 10日	↑	↑
		区 代表												
知 事	知事	/	/	/	/	期日前 2日	/	期日前 3日 ※期日延長 5日の場合 期日前3日	/	/	期日前 3日 ※期日延長 5日の場合 期日前3日	↑	↑	↑
		区 選出												
都道府県 議会議員	都道府県議 會議員	/	期日の 前日	/	期日前 2日	/	/	期日前 3日	期日前 3日	/	期日前 3日	↑	↑	↑
一 般 市 の 長	一般市の 長	/	/	/	/	期日前 2日	/	期日前 3日	期日前 3日	/	期日前 3日 ※期日延長 5日の場合 期日前3日	↑	↑	↑
一 般 市 の 議 會 議 員	一般市の 議會議員	/	勅令を以 つて指定 する市期 日の前日	/	期日前 2日	/	/	期日前 3日	期日前 3日	/	期日前 3日	↑	↑	↑
町 村 長	町村長	/	/	/	/	/	/	期日前 2日 ※期日延長 5日の場合 期日前2日	期日前 2日	/	期日前 3日 ※期日延長 5日の場合 期日前3日	↑	昭和31年 期日前2日 ※期日延長 5日の場合 期日前3日	↑
町 村 議 會 議 員	町村議 會議員	/	/	/	/	/	/	期日前 3日	期日前 2日	/	期日前 3日	↑	昭和31年 期日前2日	↑

(注) ※は、地方公共団体の長の選挙において、法第86条第7項の規定により選挙期日が5日延長された場合の補充立候補期日を示す。

資料⑧

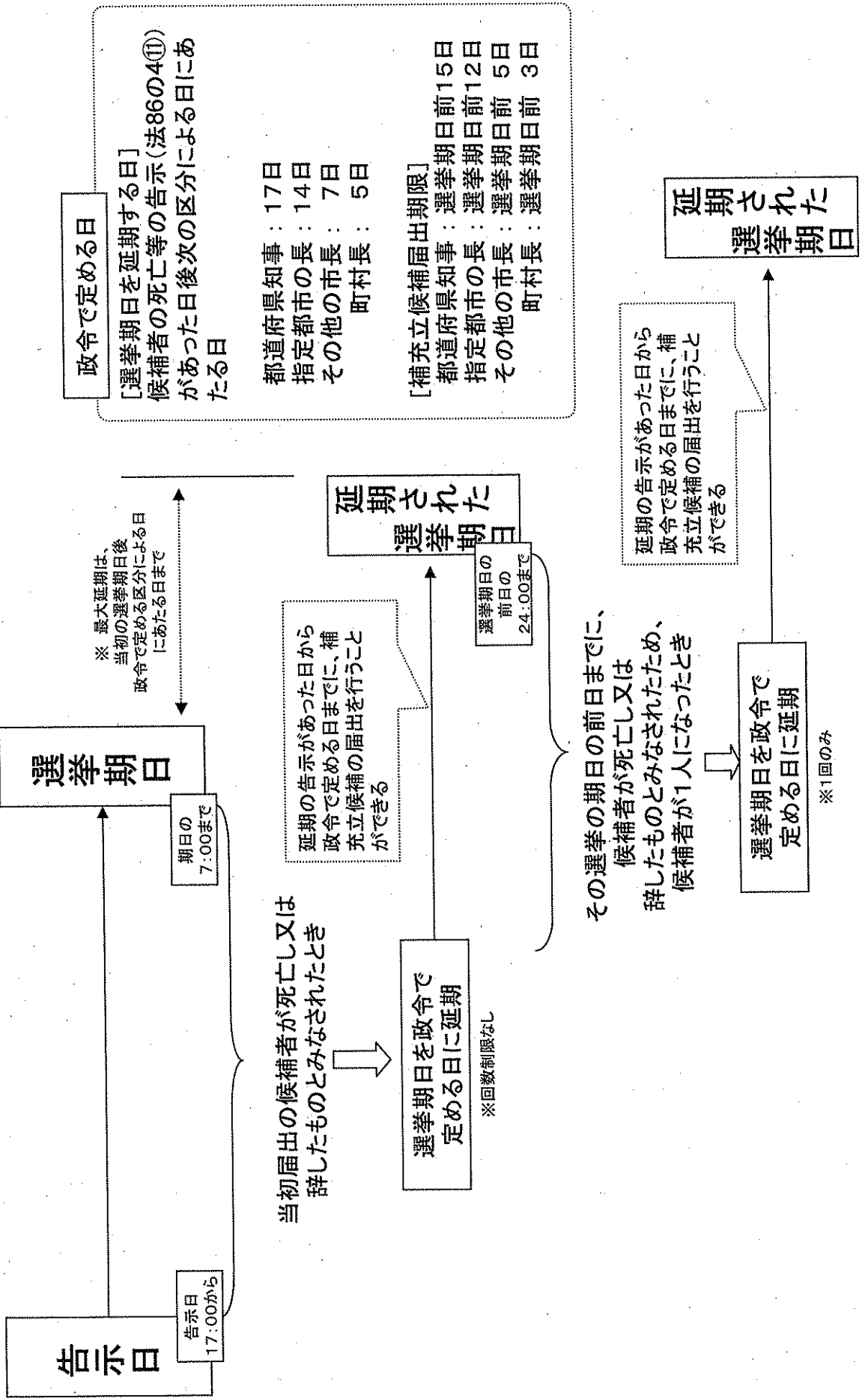
現行の補充立候補制度について(記号式投票)

※ 記号式投票を採用する地方公共団体の選挙については、補充立候補に特例が定められている(公選法46の2②、公選令49の2)。

選挙の種類	制度概要		
<p>長の選挙</p>	<p>① 当初届出の候補者が2人以上ある場合において、当該候補者が死亡し又は候補者たることを辞したものとみなされたときは、下記左欄に掲げる日に選挙期日を延期(ただし、当初の選挙期日後下記左欄に掲げる日に当たる日より後となる場合は、その当たる日まで)</p> <p>② ①により選挙期日が延期された後、当初届出の候補者と補充立候補者とを合わせて2人以上ある場合において、その延期された選挙期日の前日までに、当該候補者が死亡し又は候補者たることを辞したものとみなされたため候補者が1人となったときは、下記左欄に掲げる日に選挙期日を延期</p> <p>・ ①②ともそれぞれ下記右欄に掲げる日までの間に補充立候補を行うことができる。</p>	<p>延期される選挙の期日 【当該選挙長の(候補者の死亡等の) 告示日後】</p>	<p>選挙期日の延期に伴う 補充立候補の届出期限 【延期された選挙の期日前】</p>
	都道府県知事	17日	15日
	指定都市の長	14日	12日
	指定都市以外の市の長	7日	5日
	町村長	5日	3日
議員の選挙	<p>・ 候補者がその選挙における定数を超えている場合において、当該候補者が死亡し又は候補者たることを辞したものとみなされたときは、下に掲げる日までの間に補充立候補を行うことができる。</p>		
	都道府県議会議員	選挙の期日前4日まで	
	市議会議員	選挙の期日前4日まで	
	町村議会議員	選挙の期日前3日まで	

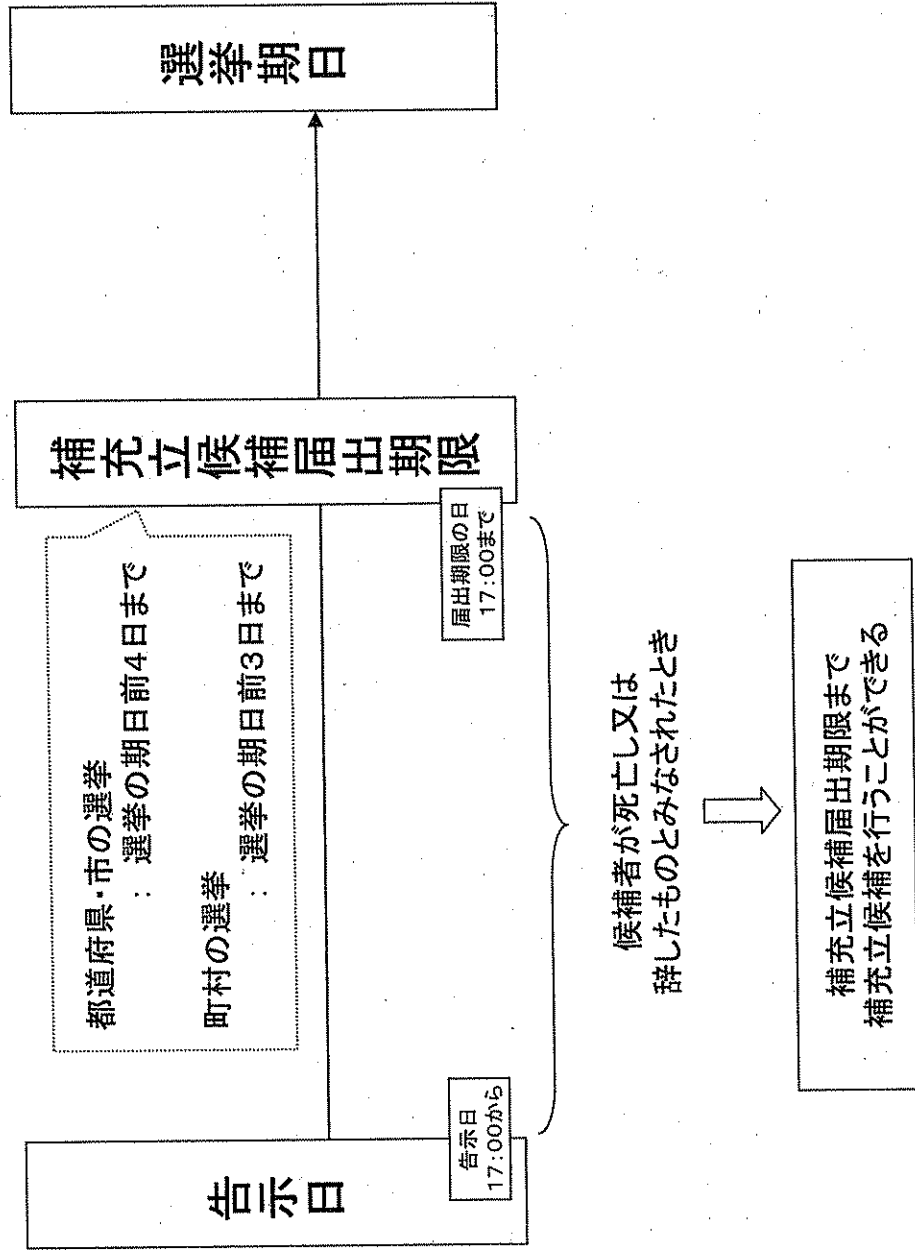
地方選挙における補充立候補制度のイメージ(記号式投票)

長の選挙の場合



地方選挙における補充立候補制度のイメージ(記号式投票)

議員の選挙の場合



補充立候補期日の変遷(記号式投票)

選挙別	昭和37年改正法 同年改正令		昭和45年改正法 同年改正令		昭和58年改正令		平成4年改正令			
	延期される選挙 の期日(選挙長 の告示日後)	補充立候補期日 (延期された選 挙の期日前)	延期される選挙 の期日(選挙長 の告示日後)	補充立候補期日 (延期された選 挙の期日前)	延期される選挙 の期日(選挙長 の告示日後)	補充立候補期日 (延期された選 挙の期日前)	延期される選挙 の期日(選挙長 の告示日後)	補充立候補期日 (延期された選 挙の期日前)		
知事	法86⑥の場合	15日	12日	24日	22日	20日	18日	17日	15日	
	法86⑦の場合	15日	12日	24日	22日	20日	18日	17日	15日	
指定都市の長	法86⑥の場合	10日	7日	19日	17日	15日	13日	14日	12日	
	法86⑦の場合	10日	7日	19日	17日	15日	13日	14日	12日	
一般市の長	法86⑥の場合	6日	5日	9日	7日	7日	5日	7日	5日	
	法86⑦の場合	6日	5日	9日	7日	7日	5日	7日	5日	
町村長	法86⑥の場合	5日	4日	6日	4日	5日	3日	5日	3日	
	法86⑦の場合	5日	4日	6日	4日	5日	3日	5日	3日	
都道府県議会議員 市議会議員	/		選挙の期日前4日		/		/		/	
町村議会議員			選挙の期日前3日							

※ 法86⑥の場合：公職選挙法第46条の2第2項の規定により変更して適用することとされた同法第86条の4第6項に規定する場合
 ※ 法86⑦の場合：公職選挙法第46条の2第2項の規定により変更して適用することとされた同法第86条の4第7項に規定する場合

補充立候補制度について

1 補充立候補制度の趣旨

- 補充立候補の制度の設けられている趣旨は、通常の立候補届出期間内の立候補者数が選挙すべき数をこえている場合には、当該選挙が有競争の状態にあるが故に、自ら立候補すること又は他人を推薦届出することを遠慮し、ちゅうちょし、断念した者があるであろうことを予想し、立候補届出期間経過後候補者中死亡し又は辞退する者を生じた場合に、さきに届出を断念していた者等に対し新たに補充的に立候補届出又は推薦届出をする機会を与えることにより完全な競争を行わせることとし又は無投票当選の機会を少くしようとするにあると考えられる。

(「公職選挙法逐条解説(26)」選挙時報昭和 32 年 11 月号から抜粋)

- 補充立候補が認められている理由は、一口にいえば競争状態を再現しようとするためである。すなわち「特定の候補者が死亡等した場合に、選挙人は残余の候補者に投票しようとする意思がなくむしろ新たな候補者に投票したいと考えることもあり、また、当然選挙を予想されている場合に特に候補者の死亡等の如き偶然的事実によって突然無投票となったため思わざる者が当選人となる可能性があるので、こういうことは適当とはいえず、むしろこのような場合は、一般届出期間の例外を認めて補充立候補を認めることが適当である」と考えるからである。

(「選挙制度の変遷(十七)」選挙時報昭和 63 年 1 月号から抜粋)

2 補充立候補できる期間の定め

- 補充立候補できる期間の定めは、補充立候補の事由発生の場合を最大限の期間にわたって認めてゆこうとする趣旨と補充立候補者を加えての選挙の執行の適正を確保しようとする技術的要請と双方の見地から選挙の期日前十日・三日・二日と定められている

(「公職選挙法逐条解説(26)」選挙時報昭和 32 年 11 月号から抜粋)

3 長の選挙に選挙期日の延期の制度が採用されている理由

- この制度の設けられた趣旨は、地方公共団体の長という独任性の機関の選出方法としては無投票当選という事態はこれを極力避けるべきであるという考え方から、候補者の死亡又は辞退等により候補者が一人となったような場合でなお他の候補者の立候補又は補充立候補(第四項)の機会が与えられている場合を除き、およそ他の者の立候補又は補充立候補第四項の方法のど
ぎされた後において候補者の死亡又は辞退等によって候補者が一人となつた場合に、そのまま無投票当選とすることなく、一回限り選挙期日を延期することとし、新たに補充立候補を認めることとしたところにあると考えられる。
(「公職選挙法逐条解説(26)」選挙時報昭和32年11月号から抜粋)

4 記号式投票の場合の補充立候補制度

- 記号式投票を採用した場合補充立候補をどうするかということがこの制度を法制化するに当たっての大きな問題の一であった。すなわち、補充立候補の制度はその趣旨を考えるとこれを廃止することはできないので、補充立候補届出期間に届け出た者について最初の立候補届出期間に届け出た者との間に公平を失しない取扱いをするためにはいかにするかということである。この具体的方法として考えられた案は、(ア)補充立候補届出期間に届け出た者については自書式の方法による、(イ)補充立候補届出期間を繰り上げる、(ウ)選挙期日を延期するの三案であったが、結局、長の選挙については(ウ)の案を採用することとされ、補充立候補の事由が生じたときには選挙の期日を投票用紙の印刷、運搬等に要する必要最小限度の日数だけ延期することとされた。また、議会議員の選挙については(イ)の案によることとされ、選挙の期日は延期されないこととされた。(逐条解説 公職選挙法)
- 議会の議員の選挙には、長の選挙の場合のように、選挙期日を延期したうえで一定期間の補充立候補を認めるという方式は採られていない。長の選挙の場合と同様に選挙期日を延期する方法も考えられなかったわけではないが、この場合もいろいろと問題があり、特にその選挙に選挙区が設けられている場合、そのうちの特定の選挙区についてだけ補充立候補の事由を生じたとき、当該選挙区についてだけ選挙期日を延期するわけにもいかず、と
いてまた、一選挙区の候補者が死亡したために、他の選挙区にまで影響を与え、全選挙区の選挙期日を延期するということは制度として適当ではなく、結局、選挙期日の延期をせず、ただ補充立候補期間を自書式投票のそれよりも一日短縮し、これによって投票用紙の再調製等にあてようとしたものである。(逐条解説 公職選挙法)

補充立候補が行われた事例について（統一地方選挙）

選挙執行年	区分	立候補届出日経過後に死亡し又は辞したものとみなされた者の数		補充立候補届出期間中に届出をした候補者の数
		死亡者	辞退者等	
昭和30年 (注1)	県議	2	18	
	知事		3	
	市議	2	49	2
	市長		4	1
	区議		5	
	町村議	1	1,337	91
	町村長(注2)		149	5
昭和34年 (注1)	県議	2	6	2
	知事		2	
	市議	3	26	3
	市長		6	
	区議		6	
	町村議	3	928	120
	町村長		150	23
昭和38年	県議		1	
	市議	3	1	
	町村議	1	1	
昭和42年	県議		3	1
	六大市議	1	1	1
	市議		1	
	町村議	1	1	1
昭和46年	県議	1		
	市議	1		
	町村議	2	1	
昭和50年	県議	1		
	町村議	1		
昭和54年	町村議	1		
昭和58年	市議	2		
	町村議	1		
昭和62年	町村議	1		
平成3年	県議	3		
	町村議	1		
平成7年	町村長	1		
平成11年	町村議	1		
平成15年	市議	1		
	町村議	1		

(注1) 公選法(昭和29年改正)の規定により、「選挙期日の前日」までは立候補を辞退することができた。

(注2) 上記以外に公選法第86条第7項(当時)の規定(選挙期日前日までに当該候補者が死亡、辞したことにより候補者が1名になったとき、補充立候補を行う)が適用された事例があり、その内訳は、辞退者28人、補充立候補者数16人となっている。

※ 昭和30年以降の選挙結果調のデータに基づいて作成したものである。

補充立候補が行われた事例について（国政選挙）

選挙	立候補届出日経過後に死亡し又は辞したものとみなされた者の数		補充立候補届出期間中に届出をした候補者の数	備考
	死亡者	辞退者等		
参議院議員通常選挙（昭和28年）	(注) 7			
衆議院議員総選挙（昭和30年）	(注) 36		1	新潟県第3区（稲村順三死去→稲村隆一（当選））
参議院議員通常選挙（昭和31年）	(注) 1			
衆議院議員総選挙（昭和33年）	1	1		大阪府第1区（ふるた覚成死去）
参議院議員通常選挙（昭和34年）		4		
衆議院議員総選挙（昭和35年）	1	2	1	三重県第1区（小林正美死去→小林ちづ（当選））
参議院議員通常選挙（昭和37年）	該当なし			
衆議院議員総選挙（昭和38年）	該当なし			
参議院議員通常選挙（昭和40年）	該当なし			
衆議院議員総選挙（昭和42年）		1		
参議院議員通常選挙（昭和43年）	該当なし			
衆議院議員総選挙（昭和44年）		1		
参議院議員通常選挙（昭和46年）	該当なし			
衆議院議員総選挙（昭和47年）	該当なし			
参議院議員通常選挙（昭和49年）	該当なし			
衆議院議員総選挙（昭和51年）	該当なし			
参議院議員通常選挙（昭和52年）	該当なし			
衆議院議員総選挙（昭和54年）	該当なし			
衆議院議員総選挙（昭和55年）	1		1	香川県第2区（大平正芳死去→森田一（当選））
参議院議員通常選挙（昭和55年）	該当なし			
衆議院議員総選挙（昭和58年）	該当なし			
参議院議員通常選挙（昭和58年）	該当なし			
衆議院議員総選挙（昭和61年）	1		1	熊本県第1区（藤田義光死去→藤田みどり（落選））
参議院議員通常選挙（昭和61年）	該当なし			
参議院議員通常選挙（平成元年）	該当なし			
衆議院議員総選挙（平成2年）	該当なし			
参議院議員通常選挙（平成4年）	該当なし			
衆議院議員総選挙（平成5年）	該当なし			
参議院議員通常選挙（平成7年）	該当なし			
衆議院議員総選挙（平成8年）	1		1	兵庫県第11区（戸井田三郎死去→戸井田徹（当選））
参議院議員通常選挙（平成10年）	該当なし			
衆議院議員総選挙（平成12年）	該当なし			
参議院議員通常選挙（平成13年）	該当なし			
衆議院議員総選挙（平成15年）	該当なし			
参議院議員通常選挙（平成16年）	該当なし			
衆議院議員総選挙（平成17年）	該当なし			

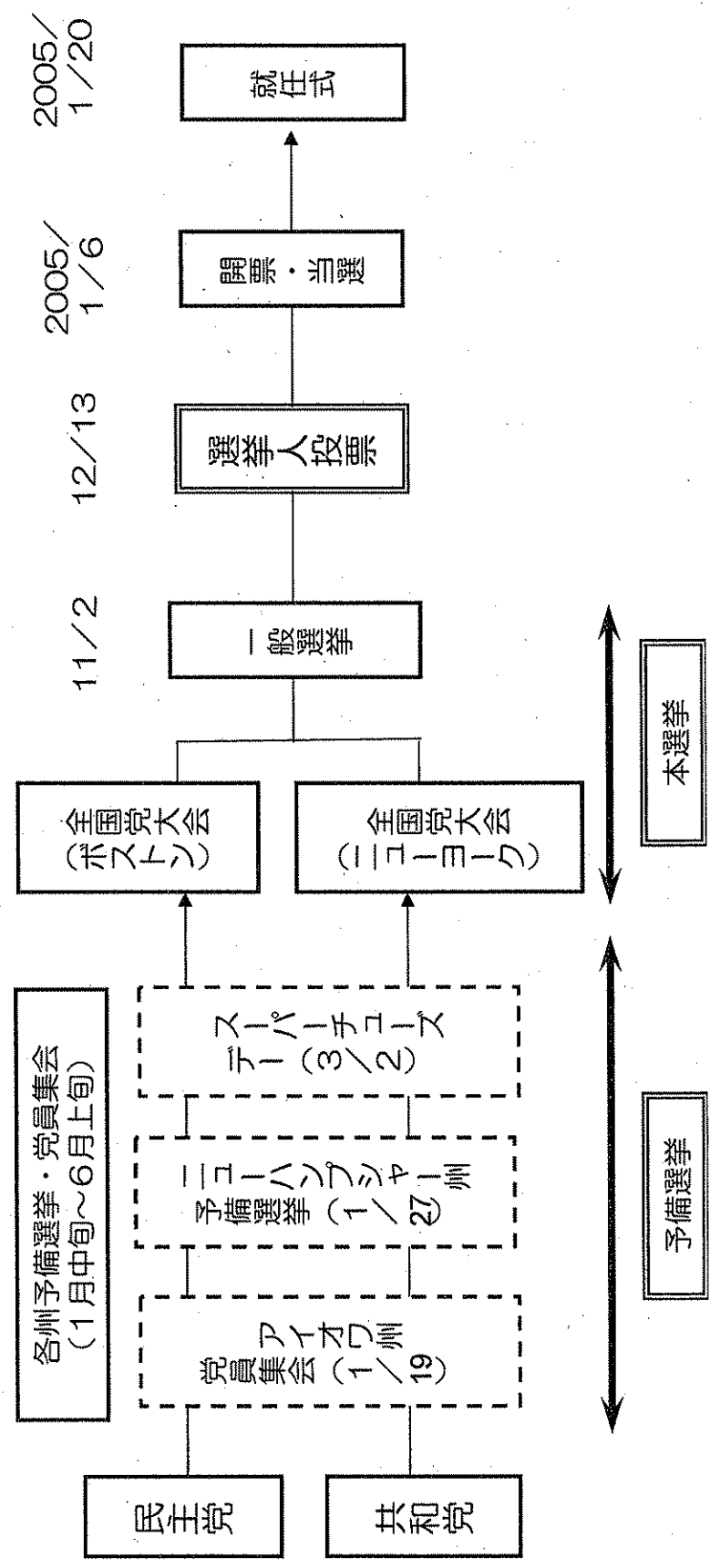
注）死亡又は辞退したとみなされた者の内訳が明確でないことによる。
 ※衆議院議員総選挙（中選挙区、小選挙区）は昭和30年以降、参議院議員通常選挙（地方区、選挙区）は昭和28年以降の選挙結果調のデータに基づいて作成したものである。
 ※参議院議員通常選挙においては、立候補届出日経過後に死亡等したために補充立候補の届出が行われた事例はない。
 ※死亡した者及び補充立候補した者の氏名は、当時の報道資料による。

直接公選の大統領選挙において、選挙期日前に候補者が死亡した場合の措置等について(未定稿)

○ アメリカ合衆国

- ・ 大統領候補者が死亡した場合の措置については、連邦法においては規定されていない。
 - ・ 民主党又は共和党の全国党大会において大統領候補者及び副大統領候補者が決定された後、選挙人投票までの間に当該候補者が死亡した場合は、それぞれの政党が全国委員会を開催し、改めて候補者を決定する。
 - ・ 選挙人投票後に大統領に当選した者が死亡した場合は、副大統領に当選した者が大統領となり、大統領となつた副大統領が新しい副大統領を指名する。
- (大統領と副大統領が同時に欠けた場合には、連邦下院議長、連邦上院議長代行の順位に従って補充される。)
(憲法修正第20条第3節、修正第25条第1節第2節、大統領職継承法)

○ 2004年の大統領選挙のスケジュール



○ フランス共和国

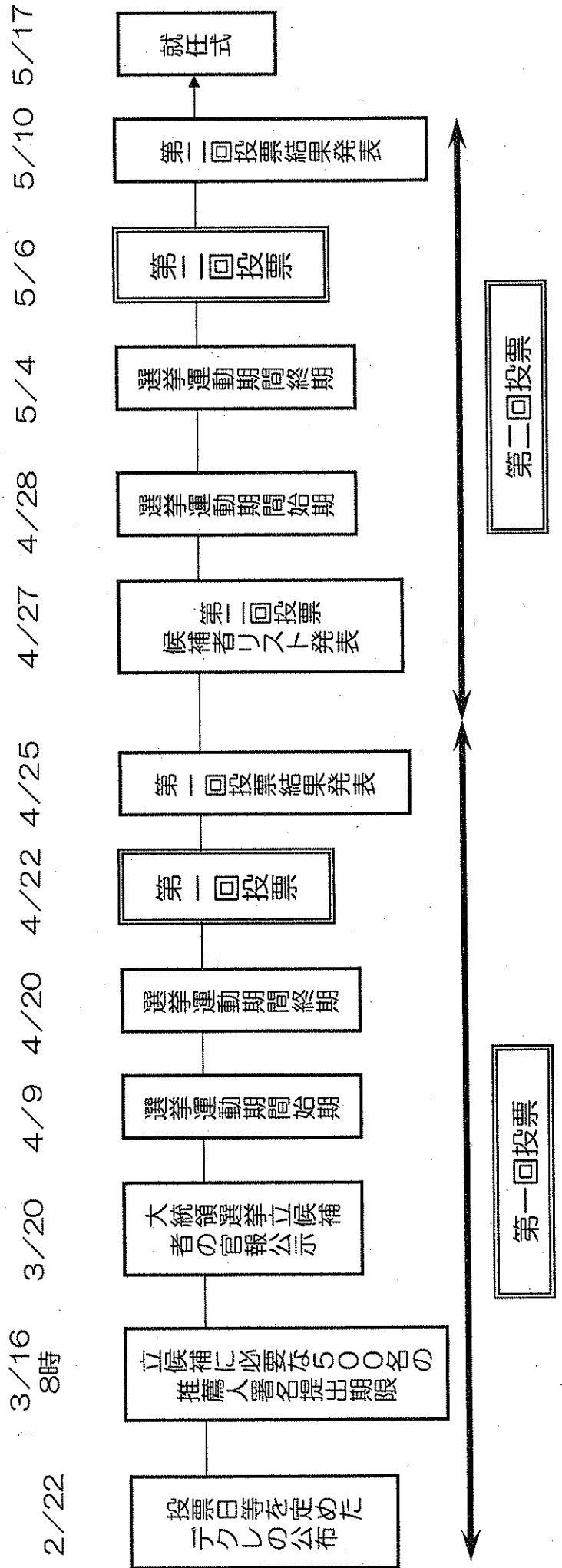
(第一回投票)

- ・ 第一回投票の前に、候補者の1名が死亡した場合には、選挙は延期される。
(フランス共和国憲法第7条第7項)

(第二回投票)

- ・ 第一回投票における得票数上位2名の候補者のうち、1名が死亡した場合には、選挙全体が改めて行われる。(フランス共和国憲法第7条第8項)

○ 2007年の大統領選挙のスケジュール



○ 大韓民国

・ 政党推薦候補者が死亡した場合には、政党※は、候補者登録締切日後5日まで候補者登録を申請することができる。

一方、選挙権者推薦候補者(2500人以上の選挙権者の推薦による)が死亡した場合には、候補者の再登録を行うことはできない。

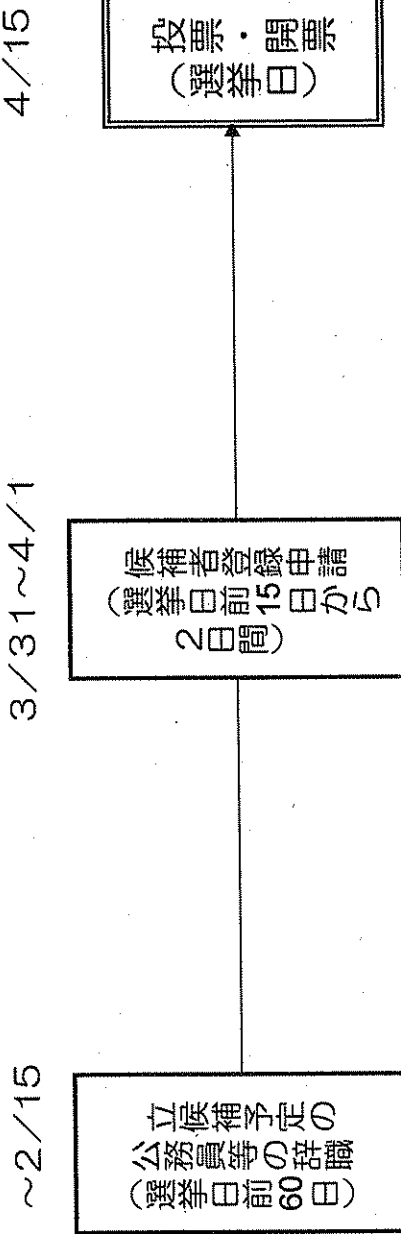
(公職選挙法第51条)

・ なお、候補者が1人であったとき又は1人になったときにおいても投票は行われ、その得票数が選挙権者総数の3分の1以上に達しなければ当選人として決定することができない。

(公職選挙法第187条)

※ 政党は首都ソウルに置かれる中央党と、各市や道におかれる市道党によって構成され、登録に当たっては、市道党は5以上なければならず、それぞれの市道党には1000人以上の党員がいなければならない。(政党法第3条、第25条、第27条)

○ 2004年の大統領選挙のスケジュール



※ 現行法では、選挙日前24日から2日間

(出典)

阿部照哉・畑博行編「世界の憲法集」(有信堂、第3版、2005)

三輪和宏・佐藤令「アメリカ大統領選挙の手続」(調査と情報 第456号)(国立国会図書館、2004)

Coleman et al. 「Presidential Elections in the United States: A Primer」(CRS Report for Congress、2000)

「2007年フランス大統領選挙」(クレアレポート第304号)(自治体国際化協会、2007)

「韓国の政党・政治資金制度—政党法・政治資金法の概要—」(レファレンス 第648号)(国立国会図書館、2005)
各団、各地方団体選挙法等

地方公共団体の首長選挙において、選挙期日前に候補者が
死亡した場合の措置等について(未定稿)

○ アメリカ合衆国

○ ニューヨーク州

(予備選挙)

- ・ 予備選挙の7日前の午前までに候補者が死亡した場合、政党は、その10日後又は予備選挙の期日前4日のいずれか早いか早い日までの間に新しい候補者を補充することができる。
- ・ 予備選挙7日前の正午から投票が終了するまでの間に候補者が死亡した場合には、そのまま投票が行われ、当該死亡した候補者が当選した場合には、政党は一般選挙に向けた他の候補者を選任する。

(ニューヨーク州選挙法6-158. 3, 6-152)

(一般選挙)

- ・ 一般選挙の7日前の午前までに候補者が死亡した場合、政党は、その10日後又は一般選挙の期日前4日のいずれか早いか早い日までの間に新しい候補者を補充することができる。
- ・ 一般選挙の7日前の正午から選挙の投票が終了するまでの間に候補者が死亡した場合には、そのまま投票が行われ、当該死亡した候補者が当選した場合には、州知事が欠けた場合における法律の規定に従って定められる。

(ニューヨーク州選挙法6-158. 3, 6-150)

○ イタリア共和国

○ 州独自の選挙法を未だ採択していない普通州(9州)

- ・ 選挙期日前に候補者が死亡した場合の措置等については規定されていない。
- ・ 州議会議員候補者リストに対して投票が行われ、最高得票を得たリストの一番に記載された候補者が州首長となる制度となっている。(1968年2月17日法律第108号第9条第4項)

○ トスカーナ州(州独自の選挙法を採択した普通州(6州)のうちの代表事例)

選挙期日前に候補者が死亡した場合の措置等については規定されていない。

○ 大韓民国

○ 広域自治団体

- ・ 補充立候補制度については規定されていない。
- ・ なお、候補者が一人であったとき又は一人になっても投票は行われ、その得票数が投票者数の3分の1以上に達しなければ当選人として決定することができない。(公職選挙法第191条第2項)

(出典)

阿部照哉・畑博行編「世界の憲法集」(有信堂、第3版、2005)

「米国の州および地方団体の選挙」(クレアレポート第245号)(自治体国際化協会、2003)

「イタリアの地方自治」(自治体国際化協会、2004)

「韓国の地方自治」(自治体国際化協会、2003)

各国、各地方団体選挙法等

法定得票数以上の得票者がなく、 当選人が定められなかった場合における再選挙について

法定得票数以上の得票者がなく、当選人がないとき又は当選人がその選挙における議員の定数に達しないとき（法109 I）

※法定得票数（法95①）

- ・衆議院（小選挙区選出）議員の選挙
有効投票の総数の $1/6$
- ・参議院（選挙区選出）議員の選挙
（有効投票の総数÷当該選挙区内の議員の定数）の $1/6$
- ・地方公共団体の議会の議員の選挙
（有効投票の総数÷当該選挙区内の議員の定数（選挙区がないときは議員の定数））の $1/4$
- ・地方公共団体の長の選挙
有効投票の総数の $1/4$

↓

選挙長は、直ちにその旨を当該選挙を管理する選挙管理委員会に報告しなければならない。（法106①）

↓

当該選挙を管理する選挙管理委員会は、直ちにその旨を告示しなければならない。（法106②）

↓

当該選挙を管理する選挙管理委員会は、選挙の期日を定めてこれを告示し、再選挙を行わせなければならない。（地方公共団体の議会の議員の場合には、下記に該当した場合）（法109 I、110①）

- ・都道府県の議会の議員の場合には、同一選挙区において議員の欠員の数と通じて2人以上に達したとき。ただし、議員の定数が1人である選挙区においては1人に達したとき
- ・市町村の議会の議員の場合には、欠員の数と通じて当該選挙区における議員の定数の $1/6$ を超えるに至ったとき

※再選挙の期日

- ・衆議院、参議院
異議申出期間の経過後、40日以内（法33の2①⑦）
異議申出期間・・・選挙争訟：選挙の期日から30日以内（法204）
当選争訟：当選人等の告示の日から30日以内（法208①）
- ・地方公共団体の議会の議員及び長
異議申出期間の経過後、50日以内（法34①③④⑤）
異議申出期間・・・選挙争訟：選挙の期日から14日以内（法202①）
当選争訟：当選人等の告示の日から14日以内（法206①）

◎ 異議申出が提起された場合は、その決定の確定した日の翌日又は訴訟が係属しなくなった旨の通知を受けた日から起算する。（法33の2⑦、法34③④⑤）

再選挙の状況

資料⑭

(法定得票数に達した者がいないことにより当選人がいない場合)

区分	首長				議会の議員		
	富津市長選挙 (千葉県)	広陵町長選挙 (奈良県)	札幌市長選挙 (北海道)	加美町長選挙 (宮城県)	衆議院議員選挙 <small>(奄美群島復帰に伴う選挙)</small> (定数1)	大阪府議会議員選挙 <small>(河内長野市選挙区)</small> (定数1)	高松市議会議員選挙 <small>(麻治選挙区) (合併に伴う増員選挙)</small> (定数1)
当初選挙期日	S54. 4. 22	H4. 2. 2	H15. 4. 13	H19. 4. 22	S29. 2. 15	S46. 4. 11	H18. 2. 12
選挙結果	当選人なし (候補者:5名)	当選人なし (候補者:7名)	当選人なし (候補者:7名)	当選人なし (候補者:5名)	当選人なし (候補者:8名)	当選人なし (候補者:6名)	当選人なし (候補者:6名)
有効投票数	35,393	14,022	796,416	16,721	90,562	26,028	4,141
法定得票数	8,848.25	3,505.5	199,104	4,180.25	22,640.5	6,507	1,035.25
最多得票数	8,274	3,452	172,512	4,127	18,741	5,700	880
争訟	なし	あり H5. 6. 24 最高裁判決 (請求棄却)	なし	なし	なし	なし	なし
再選挙期日	S54. 6. 17	H5. 8. 8	H15. 6. 8	H19. 6. 17	S29. 4. 30	S46. 5. 23	H18. 3. 26
当初選挙期日 からの日数	56日	553日	56日	56日	74日	42日	42日
再選挙結果	当選 (候補者:3名)	当選 (候補者:3名)	当選 (候補者:4名)	当選 (候補者:4名)	当選 (候補者:5名)	当選人なし (候補者:5名)	当選 (候補者:4名)
有効投票数	33,950	14,468	677,146	16,735	89,794	25,376	3,782
法定得票数	8,487.5	3,617	169,286.5	4,183.8	22,448.5	6,344	945.5
最多得票数	12,248	7,522	282,170	5,066	24,956	6,189	1,258
再選挙の 再選挙期日						S46. 6. 27	
当初選挙期日 からの日数						77日	
再々選挙結果						当選 (候補者:3名)	
有効投票数						24,604	
法定得票数						6,151	
最多得票数						11,561	

※ 総務省において、当選人がいないことによる再選挙が行われた事例として把握しているものは、昭和27年8月以降(同年に首長選挙における決選投票制度が廃止)、上記7例である。

千葉県富津市長選挙 (昭和54年4月22日執行)

当初選挙

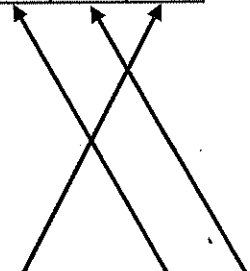
(当日有権者数) 39,882人
 (投票総数) 35,624票
 (有効投票数) 35,393票
 (無効投票数) 231票
 (法定得票数
 =有効投票数の4分の1) 8,848.25

再選挙(同年6月17日執行)

(当日有権者数) 39,899人
 (投票総数) 34,305票
 (有効投票数) 33,950票
 (無効投票数) 355票
 (法定得票数
 =有効投票数の4分の1) 8,487.5

得票順位	立候補者	得票数
1	わたなべ 清	8,274
2	いしわた 四兵衛	7,861
3	白井 長治	7,109
4	石井 隆	7,096
5	いわさき 一男	5,053

得票順位	立候補者	得票数
1	白井 長治	12,248
2	石井 隆	10,965
3	わたなべ 清	10,737



奈良県広陵町長選挙 (平成4年2月2日執行)

当初選挙

(当日有権者数) 18,591人
 (投票総数) 14,218票
 (有効投票数) 14,022票
 (無効投票数) 196票
 (法定得票数) 3,505.5
 =有効投票数の4分の1)

得票順位	立候補者	得票数
1	林田 孝一	3,452
2	岡本 義一	3,335
3	堀川 義幸	2,932
4	土居 重雄	2,060
5	吉田 信弘	1,188
6	八尾 春夫	1,003
7	辻山 信子	52

再選挙(平成5年8月8日執行)

(当日有権者数) 20,201人
 (投票総数) 14,726票
 (有効投票数) 14,468票
 (無効投票数) 258票
 (法定得票数) 3,617
 =有効投票数の4分の1)

得票順位	立候補者	得票数
1	林田 孝一	7,522
2	田村 としひろ	6,760
3	辻山 清	186

(新規)

(新規)

北海道札幌市長選挙 (平成15年4月13日執行)

当初選挙

(当日有権者数) 1,473,297人
 (投票総数) 844,389票
 (有効投票数) 796,416票
 (無効投票数) 47,973票
 (法定得票数) 199,104
 (=有効投票数の4分の1)

再選挙(同年6月8日執行)

(当日有権者数) 1,473,833人
 (投票総数) 683,527票
 (有効投票数) 677,146票
 (無効投票数) 6,381票
 (法定得票数) 169,286.5
 (=有効投票数の4分の1)

得票順位	立候補者	得票数
1	上田 文雄	172,512
2	中尾 のりゆき	168,474
3	どうみ 重信	159,787
4	秋山 こうじ	97,327
5	坪井 よしはる	76,405
6	山口 たか	67,785
7	佐藤 ひろかず	54,126

得票順位	立候補者	得票数
1	上田 文雄	282,170
2	石崎 岳	256,173
3	中尾 のりゆき	126,488
4	青山 けいじ	12,315

(新規)

(新規)

宮城県加美町長選挙 (平成19年4月22日執行)

当初選挙

(当日有権者数) 22,299人
 (投票総数) 16,921票
 (有効投票数) 16,721票
 (無効投票数) 199票
 (法定得票数) 4,181
 (=有効投票数の4分の1)

再選挙(同年6月17日執行)

(当日有権者数) 22,248人
 (投票総数) 16,862票
 (有効投票数) 16,735票
 (無効投票数) 127票
 (法定得票数) 4,184
 (=有効投票数の4分の1)

得票順位	立候補者	得票数
1	佐藤 澄男	4,127
2	猪股 洋文	3,842
3	高橋 浩一	3,662
4	伊藤 淳	3,403
5	今野 耕治	1,687

得票順位	立候補者	得票数
1	佐藤 澄男	5,066
2	猪俣 洋文	5,060
3	高橋 浩一	3,711
4	伊藤 淳	2,898

奄美群島復帰に伴う暫定措置法に基づく衆議院議員選挙 (昭和29年2月15日執行)

当初選挙

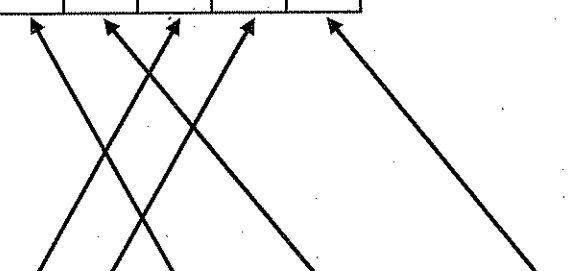
(当日有権者数) 107,081人
 (投票総数) 92,013票
 (有効投票数) 90,562票
 (無効投票数) 1,451票
 (法定得票数
 =有効投票数の4分の1) 22,640.5
 (定数) 1

再選挙(同年4月30日執行)

(当日有権者数) 109,826人
 (投票総数) 90,817票
 (有効投票数) 89,794票
 (無効投票数) 1,023票
 (法定得票数
 =有効投票数の4分の1) 22,448.5
 (定数) 1

得票順位	立候補者	得票数
1	宗前 清	18,741
2	泉 芳朗	15,763
3	保岡 武久	14,565
4	金井 正夫	12,341
5	伊東 隆治	11,593
6	西田 当元	8,675
7	山元亀次郎	6,126
8	中村安太郎	2,758

得票順位	立候補者	得票数
1	保岡 武久	24,956
2	伊東 隆治	20,706
3	宗前 清	20,176
4	泉 芳朗	17,874
5	中村安太郎	6,080



大阪府議会議員選挙(河内長野市選挙区) (昭和46年4月11日執行)

当初選挙

(当日有権者数) 34,708人
 (投票総数) 27,417票
 (有効投票数) 26,028票
 (無効投票数) 1,389票
 (法定得票数) 6,507
 =有効投票数の4分の1)
 (定数) 1

再選挙(同年5月23日執行)

(当日有権者数) 34,972人
 (投票総数) 25,650票
 (有効投票数) 25,376票
 (無効投票数) 274票
 (法定得票数) 6,344
 =有効投票数の4分の1)
 (定数) 1

再選挙(同年6月27日執行)

(当日有権者数) 35,139人
 (投票総数) 25,309票
 (有効投票数) 24,604票
 (無効投票数) 705票
 (法定得票数) 6,151
 =有効投票数の4分の1)
 (定数) 1

得票順位	立候補者	得票数
1	仁道 虎義	5,700
2	桂 肇	5,397
3	曾和 平	5,207
4	橋上 義孝	4,665
5	前田 善一	2,720
6	笹井 敏夫	2,339

得票順位	立候補者	得票数
1	曾和 平	6,189
2	仁道 虎義	5,791
3	桂 肇	4,747
4	金森 怜子	4,360
5	橋上 義孝	4,289

得票順位	立候補者	得票数
1	曾和 平	11,561
2	仁道 虎義	8,804
3	金森 怜子	4,239

高松市議会議員選挙(庵治選挙区(合併に伴う増員選挙)) (平成18年2月12日執行)

当初選挙

(当日有権者数) 5,413人
 (投票総数) 4,184票
 (有効投票数) 4,141票
 (無効投票数) 43票
 (法定得票数
 =有効投票数の4分の1) 1,035.25
 (定数) 1

再選挙(同年3月26日執行)

(当日有権者数) 5,402人
 (投票総数) 3,839票
 (有効投票数) 3,782票
 (無効投票数) 57票
 (法定得票数
 =有効投票数の4分の1) 945.5
 (定数) 1

得票順位	立候補者	得票数
1	たかさご 清一	880
2	新上 たかし	871
3	寺岡 ますき	732
4	上北東太郎	677
5	藤島 たけし	624
6	上北 つよし	357

得票順位	立候補者	得票数
1	たかさご 清一	1,258
2	新上 たかし	1,212
3	上北東太郎	823
4	藤島 たけし	489

逐条解説 公職選挙法（抜粋）

法定得票数

当選人たるためには、その消極要件として、法律に定める一定数（いわゆる法定得票数）以上の得票があることが必要である（「ただし書」）が、これは、極端に少ない得票の候補者を当選人と定めることは、選挙人の代表たるにふさわしくないこと等を考慮したためであると考えられる。ただし、この法定得票数を甚しく高く定めると、絶対多数主義を採る場合と同じく、当選人が得られず、再選挙を必要とする場合が多くなる。

資料⑯

法定得票数の変遷

根拠法令 選挙別	衆議院議員法 選 大正14年	府 制 大正15年	市制町村制 大正15年	都府、道府、市制 県制、市制 昭和21年	地 方 自 治 法 昭和22年	参議院議員 選 法 昭和22年	公職選挙法 昭和25年	公職選挙法 昭和27年	公職選挙法 昭和57年	公職選挙法 平成6年
衆議院議員	有効投票総数 選挙員定数 ×4分の1	/	/	/	/	/	有効投票総数 選挙員定数 ×4分の1			有効投票総数 ×6分の1
参議院議員	/	/	/	/	/	有効投票総数 選挙員定数 ×8分の1	有効投票総数 選挙員定数 ×8分の1	なし		
	/	/	/	/	/	有効投票総数 選挙員定数 ×4分の1	有効投票総数 選挙員定数 ×6分の1			
地方公共団体の長	/	/	/	有効投票総数 ×8分の3	有効投票総数 ×8分の3	/	有効投票総数 ×8分の3	有効投票総数 ×4分の1		
都道府県議会議員	/	有効投票総数 選挙員定数 ×5分の1	/	有効投票総数 選挙員定数 ×4分の1	有効投票総数 選挙員定数 ×4分の1	/	有効投票総数 選挙員定数 ×4分の1			
	/	/	有効投票総数 選挙員定数 ×6分の1	有効投票総数 選挙員定数 ×4分の1	有効投票総数 選挙員定数 ×4分の1	/	有効投票総数 選挙員定数 ×4分の1			
市町村議会議員	/	/	/	有効投票総数 選挙員定数 ×4分の1	有効投票総数 選挙員定数 ×4分の1	/	有効投票総数 選挙員定数 ×4分の1			

昭和21年当時の地方公共団体の長の決選投票制度について

1 昭和27年廃止前の決選投票制度の概要（昭和21年導入）

(1) 選挙の事由

地方公共団体の長の選挙で法定得票数（有効投票総数の3/8）以上の得票者がいない場合

(2) 決選投票の候補者

有効投票の最多数を得た2人（候補者が辞退した場合は、最多得票者1人を繰上）

(3) 投票期日

当選人がない旨の告示の日から15日以内

(4) 選挙運動の期間等

5日間（運動量は親選挙の運動量を縮小）

(5) 親選挙の争訟との関係

親選挙の争訟の結果、親選挙が無効となり又は親選挙について当選人が定められた場合には決選投票の当選は無効

2 決選投票制度の廃止（昭和27年）

昭和21年に導入された地方公共団体の長の決選投票制度は、ほとんどの決選投票の場合、第1回投票の最多得票者が決選投票でも最多得票しており、実益に乏しく、しかも決選投票とはいえ選挙をする以上多大の経費を必要とすることから、法定得票数の引き下げ（3/8→1/4）と併せて廃止されたところ。

決選投票の状況

○ 知事選挙

- ・昭和22年4月（統一地方選挙：46都道府県中）
（当選者の親選挙における得票順位）

北海道（候補者6名）	1位
茨城県（候補者6名）	1位
千葉県（候補者6名）	1位
新潟県（候補者5名）	1位
奈良県（候補者6名）	2位
和歌山県（候補者4名）	1位
高知県（候補者7名）	2位
宮崎県（候補者4名）	1位

※ 奈良県、宮崎県は決選者の公職追放により無投票当選

- ・昭和26年4月（統一地方選挙：34都道府県中）
（当選者の親選挙における得票順位）

愛知県（候補者7名）	1位
徳島県（候補者3名）	1位
宮崎県（候補者5名）	1位

※ 知事選挙については統一地方選挙以外に決選投票は行われなかった。

○ 市区町村長選挙

- ・昭和22年4月統一地方選挙

市（区）	18（6）	括弧は区の内数
町村	224	
計	242	

- ・昭和26年4月統一地方選挙

市	6
町村	239
計	245

※ 市区町村長選挙については、統一地方選挙のみの件数である。

地方公共団体の長の選挙に係る決選投票制度の推移

- 昭和21. 6. 24 府県制、市制、町村制等の一部を改正する法律案閣議決定
7. 2 第90回帝国議会に法律案提出

[概要] ・長の公選
・法定得票数・・・・・・有効投票総数の1/4以上
・決選投票制度なし

- 昭和21. 7末～8初 総司令部修正意見

[概要] ・法定得票数を過半数に
・過半数の得票者がいないときは、最多数の得票者2人で決選投票

ケーデイス民生局次長による裁定

[概要] ・法定得票数は、1/4と1/2の間をとって3/8に
・決選投票制度導入

- 昭和21. 9. 20 府県制一部改正案等一部修正の上、可決
(以後、枢密院の諮詢(9. 25)を経て、昭和21. 9. 27公布)

[概要] ・法定得票数・・・・・・有効投票総数の3/8以上
・法定得票数に達した得票者がいないときは、最多数の得票者2人で決選投票

- 昭和22. 4. 17 地方自治法公布(昭和22. 5. 3施行)

- 昭和25. 4. 15 公職選挙法公布(昭和25. 5. 1施行)
(上記概要をそのまま継承)

- 昭和27. 8. 16 公職選挙法一部改正(昭和27年法律第307号)

[概要] ・法定得票数・・・・・・有効投票総数の1/4以上に引き下げ
・決選投票制度廃止

出典) 地方自治研究資料センター編「戦後自治史 第一巻」(1977)

直接公選の大統領制を採用している国における
投票について(概要)(未定稿)

資料⑳

○ 直接公選の大統領制を採用している人口50万人以上の国88カ国について

1回目投票	2回目投票	国数
過半数の得票者が当選	決選投票※1	57
	その他※2	5
その他※3	決選投票※1	7
最多得票者が当選		17
信任投票		2※4

※1 決選投票 : 1回目投票の上位2名の間で行われる投票
(Runoff)

※2 アイルランド(単記移譲式*)、アメリカ合衆国(連邦下院で選挙)、コートダジュール(最多得票者が当選)、スリランカ(単記移譲式*)、ナミビア(絶対多数まで繰り返し)

* 単記移譲式 : 選挙人は、候補者を順位付けした投票を行う。
(Single Transferable Vote) 候補者は当選するための最低票数(当選基数)を得票する必要がある。(最もよく用いられるドループ基数は次の公式により与えられる。)
当選基数 = 有効投票数 / (議席 + 1) + 1
当選基数を超える得票者がいない場合には、最下位得票の候補者の得票が、選挙人の順位付けに従い他の候補者に移譲され、当選人が得られるまで繰り返される。

※3 アゼルバイジャン(2/3の絶対多数)、アルゼンチン(45%以上又は40%以上かつ2位と10%ポイント差)、ケニア(相対多数(かつ8地区のうち5地区で25%以上)、コスタリカ(40%以上)、シエラレオネ(55%以上)、セネガル(絶対多数かつ有権者の25%以上)、ニカラグア(45% + 1票以上)

※4 エジプト、シリア(ただし、エジプトについては2005年に複数候補に対する直接選挙方式に移行)

「Richard Rose(ed), International Encyclopedia of Elections, CQ Press, 2000」等をもとに作成

直接公選の大統領制を採用している人口50万人以上の国
88カ国における投票について(未定稿)

国名	1回目投票	2回目の投票
アルジェリア	過半数の得票者が当選	決選投票
アンゴラ	過半数の得票者が当選	決選投票
アルゼンチン	45%以上又は40%以上かつ10% ポイント差の得票者が当選	決選投票
アルメニア	過半数の得票者が当選	決選投票
オーストリア	過半数の得票者が当選	決選投票
アゼルバイジャン	2/3の得票者が当選	決選投票
ベラルーシ	過半数の得票者が当選	決選投票
ベナン	過半数の得票者が当選	決選投票
ボリビア	過半数の得票者が当選	決選投票
ボスニア・ヘルツェゴビナ	最多得票者が当選	—
ブラジル	過半数の得票者が当選	決選投票
ブルガリア	過半数の得票者が当選	決選投票
ブルキナファソ	過半数の得票者が当選	決選投票
カメルーン	最多得票者が当選	—
中央アフリカ	過半数の得票者が当選	決選投票
チャド	過半数の得票者が当選	決選投票
チリ	過半数の得票者が当選	決選投票
コロンビア	過半数の得票者が当選	決選投票
コスタリカ	40%以上の得票者当選	決選投票
コートダジュール	過半数の得票者が当選	最多得票者が当選
クロアチア	過半数の得票者が当選	決選投票
キプロス	過半数の得票者が当選	決選投票
ジブチ	過半数の得票者が当選	決選投票
ドミニカ	過半数の得票者が当選	決選投票
エクアドル	過半数の得票者が当選	決選投票
エジプト	過半数の得票者が当選 (一人の候補者の信任投票)	—
エルサルバドル	過半数の得票者が当選	決選投票

フィンランド	過半数の得票者が当選	決選投票
フランス	過半数の得票者が当選	決選投票
ガボン	過半数の得票者が当選	決選投票
ガンビア	過半数の得票者が当選	決選投票
グルジア	過半数の得票者が当選	決選投票
ガーナ	過半数の得票者が当選	決選投票
グアテマラ	過半数の得票者が当選	決選投票
ギニア	過半数の得票者が当選	決選投票
ギニアビサウ	過半数の得票者が当選	決選投票
ハイチ	過半数の得票者が当選	決選投票
ホンジュラス	最多得票者が当選	—
アイスランド	最多得票者が当選	—
イラン	過半数の得票者が当選	決選投票
アイルランド	過半数の得票者が当選	単記移譲式
カザフスタン	過半数の得票者が当選	決選投票
ケニア	最多得票(かつ8地区のうち5地区で25%以上の得票)者が当選	決選投票
大韓民国	最多得票者が当選	—
キルギスタン	過半数の得票者が当選	決選投票
リベリア	過半数の得票者が当選	決選投票
リトアニア	過半数の得票者が当選	決選投票
マケドニア	過半数の得票者が当選	決選投票
マダガスカル	過半数の得票者が当選	決選投票
マラウイ	最多得票者が当選	—
マリ	過半数の得票者が当選	決選投票
モーリタニア	過半数の得票者が当選	決選投票
メキシコ	最多得票者が当選	—
モルドバ	過半数の得票者が当選	決選投票
モンゴル	過半数の得票者が当選	決選投票
モザンビーク	過半数の得票者が当選	決選投票
ナミビア	過半数の得票者が当選	絶対多数まで繰り返し
ニカラグア	45%+1票以上の得票者が当選	決選投票
ニジェール	過半数の得票者が当選	決選投票

パレスチナ	最多得票者が当選	—
パナマ	最多得票者が当選	—
パラグアイ	最多得票者が当選	—
ペルー	過半数の得票者が当選	決選投票
フィリピン	最多得票者が当選	—
ポーランド	過半数の得票者が当選	決選投票
ポルトガル	過半数の得票者が当選	決選投票
ルーマニア	過半数の得票者が当選	決選投票
ロシア	過半数の得票者が当選	決選投票
セネガル	投票総数の過半数かつ有権者の 25%以上の得票者が当選	決選投票
シエラレオネ	条件(55%)付きで 過半数の得票者が当選	決選投票
シンガポール	最多得票者が当選	—
スロベニア	最多得票者が当選	—
スリランカ	過半数の得票者が当選	単記移譲式
スーダン	過半数の得票者が当選	決選投票
シリア	過半数の得票者が当選 (一人の候補者の信任投票)	—
台湾	最多得票者が当選	—
タジキスタン	過半数の得票者が当選	決選投票
タンザニア	過半数の得票者が当選	決選投票
トーゴ	過半数の得票者が当選	決選投票
チュニジア	最多得票者が当選	—
トルクメニスタン	過半数の得票者が当選	決選投票
ウガンダ	過半数の得票者が当選	決選投票
ウクライナ	過半数の得票者が当選	決選投票
米国	選挙人団の過半数の 得票者が当選	下院による選挙(州毎に1票)
ウルグアイ	過半数の得票者が当選	決選投票
ウズベキスタン	過半数の得票者が当選	決選投票
ベネズエラ	最多得票者が当選	—
ザンビア	最多得票者が当選	—
ジンバブエ	過半数の得票者が当選	決選投票

「Richard Rose(ed),International Encyclopedia of Elections,CQ Press,2000」から作成